

トライアル契約書

本トライアル契約（「本契約」）は、本契約がその一部を構成しているBMCサポート・ウェブサイト（WWW.BMC.COMもしくはその後継ウェブサイトの中にあります。）の輸出確認欄にその名称を掲げられているダウンロード製品の使用（「お客様」）とBMC SOFTWARE,INC又はそのライセンス許諾を行う現地の関連法人（「BMC」）との間の法的な同意を形成するものです。「I Agree (同意します)」ボタンをクリックすることにより、あなたは、本契約の条項を読み、理解したこと、お客様に本契約の義務を負わせることについての権限を有していること、並びにお客様が本契約の条項及び条件に拘束されることに同意することを表明し、保証することになります。BMCは、「I Agree (同意します)」ボタンのクリックにより、あなたとお客様がこれらの条項のすべてを承諾した場合に限り製品のダウンロードを許可することに同意します。

本契約をお読み下さい：あなたが本契約のいずれかの条項を理解しない場合又は同意しない場合には、「I Agree (同意します)」ボタンをクリックしないで下さい。

1. **定義** 「機密情報」とは、開示者が受領者に開示する専有又は機密なすべての情報をいい、その中には、とりわけ、(i)開示者の財務情報、顧客、従業員、製品又はサービス、ソフトウェア・コード、フロー・チャート、手法、仕様、開発及びマーケティング計画、戦略、予測、並びに提案書に関する一切の情報、(ii)BMCのソフトウェア製品及びBMCのソフトウェア製品と一緒に提供される第三者のソフトウェア、並びに(iii)本契約の各条項（製品価格情報を含む）、が含まれます。また、受領者が証明できる場合には以下の情報は機密情報には含まれません。すなわち、(a)開示者から受領する前から機密保持義務のない状態で正当に受領者の占有下にあった情報、(b)公知の事項であること又は受領者の過失によることなしに公知の事項になった情報、(c)受領者が機密保持の責務に違反することなく第三者から正当に受領した情報、又は(d)受領者により又は受領者のために独自に開発された情報。「対象製品」とは、BMCが所有する又は頒布するソフトウェア製品又はハードウェア製品、及びそれらの関連ドキュメンテーション並びにその他の技術情報であって、BMCのEPDウェブサイト上（WWW.BMC.COMもしくはその後継ウェブサイト）でアクセスでき、お客様が本契約に基づいてそのライセンス許諾を受けるものをいいます。対象製品についての「トライアル期間」とは、当該対象製品をダウンロードした日に開始し、(a)その後30日又は(b)当該対象製品とともに提供されるライセンス・キーに特定されている日数の、いずれか早く到来する時点で終了するまでの期間をいいます。

2. **トライアル・ライセンス** BMCは、当該対象製品のライセンスを有償で取得するかどうかを内部的に評価、判断することのみを目的として、トライアル期間中に対象製品を1台のコンピュータ上で使用する、非独占的で譲渡不能な一時的ライセンスを、お客様に許諾します。当該対象製品を開発、商取引、実運用、若しくはデータベース管理を目的として使用してはならず、又は実運用データとともに使用することはできません。お客様は、対象製品を実運用に用いたり技術サポートを受けたりする権利を取得するためには別途の契約を締結しなければなりません。

3. **所有権および守秘義務** a) BMC、その関連会社および使用許諾者は、対象製品、サポート及び関連する全ての知的所有権・所有権に関するすべての権利を保有しています。対象製品及び対象製品に付属する第三者のすべてのソフトウェアは、著作権法、営業秘密法、商標法、工業所有権並びにその他の知的財産法等によって保護されています。お客様は、対象製品から製品識別表示、著作権に関する表示、トレードマーク又はその他の表示を取り除いてはいけません。BMCは、本契約において明示的にお客様に許諾していない限り、すべての権利を留保します。b) 「機密情報」とは、開示者（以下「開示者」という）によって受領者（以下「受領者」という）に開示されたすべての専有または機密の情報をいい、次のものを含みます。すなわち、(b) 受領者は、開示者の機密情報をいかなる第三者にも開示したり、本契約に違反する形態で機密情報を使用したりすることはできません。受領者は(i) 開示者からの機密情報を自己の機密情報に払うのと同等の注意をもって管理し、(ii) 直接か間接かを問わず、開示、複製、配布、再出版またはいかなる第三者への閲覧を許可してはなりません。ただし、受領者は、受領者の業務上知る必要がある従業員および代理人に、本契約の条項と同等以上の機密保持に対する法的責任を負わせることを条件に、開示者の機密情報を開示することができます。c) **通知義務** 受領者が開示者からの機密情報の不正な使用・開示を見つけた場合は、受領者はすみやかに開示者にその事実を伝えるものとします。さらに、受領者、その従業員または代理人が（口頭尋問、審問、訴訟手続きにおける情報開示または証拠書類の提出請求、召喚、民事調査請求、またはそれらに類する過程において）開示者からの機密情報を開示するよう求め

られた場合は、受領者は、開示者が保護命令や他の適切な救済措置を求めたり本条項における権利を放棄したりするために、機密情報を開示者の商業的に妥当な事前の書面による承認なしに開示することはできません。いかなる場合においても、受領者は開示者からの機密情報の機密性を維持するための商業的に妥当な努力をするものとします。これには機密情報が機密扱いされるために、適切な保護命令またはその他の信頼に足る保証が得られるよう開示者に協力することを含みます。

4. **使用制限事項** お客様は、次に挙げる行為をすることはできません。(a)対象製品から所有権、権原、商標、特許権、著作権など(「アイデンティフィケーション」)に関する表記を改変、削除、除去すること、(b)対象製品(全体であっても一部であっても)を、各コピー上または部分コピー上にすべてのアイデンティフィケーションを複製することなしにコピーすること、(c)契約上の権利放棄の可能性となるものではないが、対象製品の実行可能コードからソース・コードを派生させるためにデコンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアリングすること、若しくはその他の方法でこれを派生させようと試みること又は許可すること(但し、適用法又は条約により明示的に許可される範囲においてはこの限りではありません。)、(d)対象製品を第三者に配布、レンタル、リース、サブリース、又は提供すること、(e) BMCの事前の書面による承認なしに、機能評価、または性能テストの結果を第三者に提供すること、(f)対象製品に含まれているライセンス許諾の仕組を無効化または回避しようと試みること、又は(g)ドキュメントに記載されているその他の使用制限に違反すること。

5. **保証の否認及び責任の限定** 対象製品は、評価の目的のためだけに、「現状のまま」提供されます。BMCは、特定目的への適合性、商品性、第三者の権利の不侵害を含む一切の保証を、明示若しくは黙示の保証を問わず、いたしません。BMC、その関連法人、サプライヤー又は使用許諾権者はいずれも、対象製品の使用又は本契約に起因して生じた若しくは関連して生じた間接的、付随的、特別的、懲罰的又は派生的な損害、あるいは利益、収益、データ若しくはデータ使用の逸失について責任を負いません。契約責任、不法行為責任を問わず、対象製品の使用又は本契約の結果として生じた損害金に関するBMC、その関連法人、サプライヤー及び使用許諾権者の責任は、対象製品を使用するライセンスを受けるためにお客様が支払った金額か又は500ドルかの、いずれか多い方を上限とします。後記9(E)に記載する各国においては、いずれかの当事者の故意又は重大な過失により損害が発生した場合には、本条項の責任の限定は適用されません。

6. **終了** 両当事者は、2週間以上前に相手方に通知することで本契約をいつでも終了することができます。本契約の終了時又はトライアル期間の満了時に、お客様が対象製品の使用許諾ライセンスを取得していない場合、お客様は、(a)対象製品の使用を中止し、(b)対象製品及びその製品のすべてのコピーをアンインストールし、製品等の破棄又はBMCへ返還したことをBMCに対する書面により証明するものとします。当該要件は、すべての形式のコピー、部分コピー及び全体コピー、すべての種類の媒体及びコンピューター・メモリー内のコピーに対し適用され、他の資料に統合されているかどうかを問いません。本契約は、BMCがお客様に対象製品をライセンスする義務を課すものではなく、また、お客様がBMCから対象製品を購入する義務を課すものではありません。6条の規定にかかわらず、対象製品にハードウェアが含まれている場合は、お客様はトライアル期間の満了後5営業日以内に当該ハードウェアを購入するかBMCに返却するものとします。

7. **データ保護** BMCとお客様は、データ処理に関する合意書(BMCのウェブサイト <https://www.bmc.com/content/dam/bmc/corporate/bmcdpa.pdf> で閲覧することができます)をダウンロードされたBMC製品に適用することに同意します。すでにBMCとお客様が締結済みの場合は、当該締結済みの合意書が適用されます。

8. **輸出規制** お客様は以下のことを表明し保証するものとします。すなわち、a) the United States Export Administration Regulationおよびその他のアメリカ合衆国または他の国の輸出に関する規制に準拠すること、b) 通商を停止している国(本契約書作成時点においてはイラン、シリア、スーダン、キューバ、および北朝鮮)に所在するまたはそれらの国から来た個人に製品にアクセスさせたり使わせたりしないこと、c) 該当する規制により製品を受領することを禁じられていないこと、d) 該当する規制で禁じられている者のために製品を取得しないこと、e) 該当する規制に反して製品を使用しないこと、および f) 禁じられた使用(核兵器、化学兵器、ミサイル、または生物兵器を含みますがこれらに限定されません)のために製品を用いないこと。アイルランドから輸出された製品に関して、欧州連合輸出管理規則No. 428/2009は民生・軍事のどちらにも利用できる品目・技術の輸出を管理する委員会体制を定めており、製品は民間利用のみを目的とするものであると申告されています。従って、お客様は、アメリカ合衆国の規制およびこの欧州連合輸出管理規則の両方に準拠し、これらの規制に違反して製品を輸出しないことに同意するものとします。これらの規制に対するお客様の不履行があった場合、製品に対するお客様の全ての権利は没収されるものとします。

9. **準拠法及び裁判管轄** 一方当事者は、本契約に起因するまたは関連する（あるいは本契約の形体、説明、違反、終了、有効性についての）論争、意義、要求（「**論争**」）がある場合には、相手方当事者に書面で通知するものとし、両当事者は、論争を解決するために誠意を持って協議するものとし、書面が送付されてから15日以内に誠意を持った協議を経ても論争が解決しない場合に限り、以下に示す両当事者が所在する地において、訴訟または拘束力のある仲裁によって論争を解決するものとし、

(i) 本契約における両当事者がアメリカ合衆国のいずれかの州法の下に法人組織となっている場合は、論争はテキサス州ヒューストンの州裁判所または連邦裁判所においてテキサス州法に基づいて審問されるものとし、両当事者は、テキサス州ヒューストンの裁判所の専属的管轄権に服し、フォーラム・ノン・コンビニエンス（他の裁判所が紛争を審理する上で適切、かつより便宜な法廷地であると認められる場合には、申立を却下することができるという法理）に基づいた防御を放棄するものとし、

(ii) 本契約における両当事者がヨーロッパ、中東、またはアフリカ地域において法人組織となっている場合には、オランダ国アムステルダムにおいて、その時点で有効な国際商工会議所の規則およびオランダ国の実体法に基づいて、仲裁が行われるものとし、

(iii) 本契約における両当事者がアジア太平洋地域において法人組織となっている場合には、シンガポールにおいて、その時点で有効なシンガポール国際仲裁センターの規則およびシンガポール国の実体法に基づいて、仲裁が行われるものとし、

(iv) それ以外の場合には、仲裁はニューヨーク州ニューヨークにおいて、その時点で有効な米国仲裁協会の規則およびテキサス州の実体法に基づいて、仲裁が行われるものとし、

すべての仲裁は、(a)英語で行われ、(b)仲裁人の数は関連する仲裁協会によって決定されますが、議論される金額が1千万米ドルを超える論争については3人の仲裁人とし、両当事者が1名ずつ仲裁人を選べるものとし、(c) 仲裁人の裁定が出るまでの仲裁の費用は均等に負担するものとし、(d) 仲裁の裁定は両当事者にとって最終的で拘束力を有するものであり、いかなる法廷にも上告せず、審理権を有した法廷で施行されるものとし、(e) 仲裁の手続き、裁定および申し開きは、特定の情報の開示が裁定の執行/忌避のために求められたり、またはセキュリティに関連する法が開示を求めたりしない限りは、機密情報として扱われるものとし、(f) 仲裁で勝訴した当事者は仲裁に関係して生じた妥当な弁護士費用やその他の必要経費の返済を相手側当事者に請求することができます。

製品の国際的販売についての契約における管轄に関する法律および国際協定は、本契約には適用されません。本契約のいかなる条項も、当事者に対して裁判権を持ついずれかの法廷から当事者が差止めによる救済を要求することができないとみなすものではありません。

10. **米国政府による権利取得** 米国政府による取得 本条項は、米国政府または米国政府との契約、許諾、同意、またはその他の活動によって米国政府の請負人または下請人となった者による本契約に基づく対象製品およびドキュメントの商業的な取得に対してのみ適用されます。対象製品が米国政府に提供されることにより、米国政府は、米国政府の取得に関する規制の範囲において、製品が「市販品」として適格であることに合意したものと見なされます。本契約の規定は、米国政府による製品の使用と開示に関連しており、いかなる相反する契約条件があってもそれらに優先します。以下の追加表明は、DFARS Subpart 227.4 (1988年10月)に基づいた取得に限り適用されます。「制限的使用 - 米国政府による使用、複製または開示には、DFARS 252.227-7013 (1988年10月)の「技術データおよびコンピュータソフトウェアの権利」条項の第(c) (1) (ii)項で規定される制限が適用されま

11. **雑則** 一方当事者が相手方当事者による本契約の規定の違反に対してその責任を問わなかったとしても、相手方当事者の継続的な違反または以後の違反も免責されると解釈されるものではありません。本契約のいずれかの規定が無効または執行不能となった場合においても、残余の規定は有効に存続するものとし、両当事者は、本契約書を読んでいること、本契約書が本契約の主題に関わる両当事者間での完全かつ唯一の合意表明であり、過去または現在における両当事者間におけるいかなる交渉や合意にも優先することを認識します。両当事者間には、本契約において定められている以外の表明、約束、保証、誓約、または引受義務は存在しません。両当事者が署名または捺印した書面によらない限り、本契約を変更したり無効にしたりすることはできません。仲裁で勝訴した当事者は仲裁に関係して生じた妥当な弁護士費用やその他の必要経費の返済を相手側当事者に請求することができます。お客様は、BMCの事前の書面による同意なしに本契約を譲渡したり移転したりすることはできません。対象製品が第三者が所有権を有するソフトウェアを自らの一部として抱合している場合は、それらを対象製品から取り出したり、対象製品と分けて使

用したりすることはできません。当該第三者ソフトウェアに関してドキュメントに追加条項が記載されている場合があります。BMCが派遣する者がお客様の施設に立ち入る条件としてお客様が署名を求めて提示する書面も本契約が拘束する対象となり、当該書面に本契約に対する追加の条件または本契約に矛盾する条件が含まれている場合は効力を有しないものとします。

あなたが、お客様を代表する権限を有する者として、自己及びお客様のために上記のライセンス条項を承諾すること、並びに自己及びお客様が上に明記されている条項及び条件のすべてを遵守し、また、遵守し続けることを確認することに同意する場合、以下の「I Agree (同意します)」ボタンをクリックして下さい。